

各 位

平成 29 年 7 月 12 日

## 建設業法に基づく弊社営業停止処分について

イノチオアグリ株式会社

代表取締役 萱 生 義 幸

弊社は、国土交通省中部地方整備局より、下記のとおり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関しまして、お取引様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしておりますことを、まずもって深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業（注 1）のうち、公共工事（注 2）に係るもの又は民間工事であって補助金等（注 3）の交付を受けているもの。

（注 1）注文者から建築一式工事を請け負う営業のことをいいます。

（注 2）国、地方公共団体等が発注者である建設工事のことをいいます。

（注 3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同法第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいいます。

#### 2. 営業停止処分の期間

平成 29 年 7 月 27 日から同年 8 月 25 日（30 日間）

#### 3. 営業停止処分の理由

平成 29 年 2 月 16 日に公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受け、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

弊社は、今回の一連の事態を厳粛に受け止め、一昨年 10 月以降、イノチオグループ全社をあげてコンプライアンス体制の強化に努めてまいりました。引き続き、役員及び従業員に対するコンプライアンス研修を定期的かつ継続的に実施し、コンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

さらには、今後は、各種法令を遵守することはもちろん、その背後にある「社会的要請」に真摯に応え、二度とこのような事態を招くことがないように努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
イノチオホールディングス株式会社  
CSR 推進室 金田 村林  
TEL : 0532-48-5711